

浜松市国民保護計画の変更について

浜松市国民保護計画の一部変更を行いましたので、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」第 35 条第 8 項の規定において準用する同条第 6 項の規定に基づき、下記のとおりご報告いたします。

1 経緯

平成 16 年 6 月	「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」の成立
平成 17 年 3 月	「基本指針」の閣議決定
平成 18 年 3 月	「静岡県国民保護計画」の公表
平成 19 年 2 月	「浜松市国民保護計画」の公表
平成 20 年 1 月	「浜松市国民保護計画」の軽微変更
平成 29 年 12 月	「国民の保護に関する基本指針（国）」の変更
平成 30 年 9 月	「静岡県国民保護計画」の変更
平成 30 年 12 月	浜松市国民保護協議会の開催 県へ変更内容の協議 県との協議が整う

2 今回の主な変更内容について

「国民の保護に関する基本指針（国）」及び「静岡県国民保護計画」の変更に伴い、下記の通り「浜松市国民保護計画」を変更しました。

- (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関の区分及び名称の更新
- (2) 警報の伝達手段として「緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）」及び「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」を追記
- (3) 安否情報の収集及び報告の手段として「安否情報システム」を追記
- (4) 弾道ミサイル発射時の住民の適切な行動について、平素から周知に努める旨を追記
- (5) 大規模集客施設等における当該施設滞在者の避難を追記

浜松市国民保護計画の構成

第1編 総論

- 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等
- 第2章 国民保護措置に関する基本方針
- 第3章 市及び関係機関の事務又は業務の大綱等**
- 第4章 市の地理的、社会的特徴
- 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

第2編 平素からの備えや予防

- 第1章 組織・体制の整備等**
- 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え
- 第3章 物資及び資機材の備蓄、整備
- 第4章 国民保護に関する啓発

第3編 武力攻撃事態等への対処

- 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
- 第2章 市対策本部の設置等
- 第3章 関係機関相互の連携
- 第4章 警報及び避難の指示等**
- 第5章 救援
- 第6章 安否情報の収集・提供
- 第7章 武力攻撃災害への対処
- 第8章 被災情報の収集及び報告
- 第9章 保健衛生の確保その他の措置
- 第10章 国民生活の安定に関する措置
- 第11章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

第4編 復旧等

- 第1章 応急の復旧
- 第2章 武力攻撃災害の復旧
- 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

第5編 緊急対処事態への対処

※ゴシック体部分は今回の変更概要（案）該当箇所

第1編 総論

第3章 市及び関係機関の事務又は業務の大綱等

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関の区分及び名称の更新

静岡県国民保護計画（以下、「県計画」という。）の変更に基づき、区分及び名称を変更する。

旧		新	
(4) 指定公共機関		(4) 指定公共機関	
機関の区分	事務又は業務の大綱	機関の区分	事務又は業務の大綱
(略)	(略)	(略)	(略)
郵便事業株式会社	1 郵便の確保	郵便事業を営む者	1 郵便の確保
(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 指定地方公共機関		(5) 指定地方公共機関	
機関の区分及び名称	事務又は業務の大綱	機関の区分及び名称	事務又は業務の大綱
(略)	(略)	(略)	(略)
運送事業者 (略) 社団法人静岡県バス協会 (略) 社団法人静岡県トラック協会	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保	運送事業者 (略) 一般社団法人静岡県バス協会 (略) 一般社団法人静岡県トラック協会	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
ガス事業者 (略) 社団法人静岡県エールピーガス協会	1 ガスの安定的な供給	ガス事業者 (略) 一般社団法人静岡県LPガス協会	1 ガスの安定的な供給
病院その他の医療機関 社団法人静岡県医師会 社団法人静岡県看護協会 社団法人静岡県病院協会	1 医療の確保	病院その他の医療機関 一般社団法人静岡県医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	1 医療の確保
(略)	(略)	(略)	(略)

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

(2) 警報の伝達手段として「緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)」及び「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」を追記

「県計画」の変更に基づき、通信体制の確保に当たっての留意事項として緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等、複数の情報伝達手段を整備することを追記する。

旧	新
<p>2 通信体制の確保に当たっての留意事項</p> <p>市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。</p> <p>この場合において、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。</p> <p>(1) 施設及び設備</p> <p>ア 通信設備等の施設について、通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</p> <p>イ <u>複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等により障害発生時における情報収集システムの整備を図る。</u></p>	<p>2 通信体制の確保に当たっての留意事項</p> <p>市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。</p> <p>この場合において、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。</p> <p>(1) 施設及び設備</p> <p>ア 通信設備等の施設について、通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</p> <p>イ <u>武力災害による被害を受けた場合に備え緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</u></p>

(3) 安否情報の収集及び報告の手段として「安否情報システム」を追記

「県計画」の変更に基づき、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報は「安否情報システム」にて収集・報告を行うことを追記する。

旧	新
<p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式</p> <p>市長は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報に関し、知事に報告する。</p> <p><u>市長が収集する安否情報は、次のとおりである。</u></p> <p><u>なお、市長は、「武力攻撃事態等における安</u></p>	<p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式</p> <p>市長は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報に関し、<u>「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の収集照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」</u>(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第</p>

<p><u>否情報の収集及び報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び様式第2号により情報を収集し、同省令第2条に規定する様式第3号により知事に報告する。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>1号及び第2号の安否情報報告書の様式により、原則として、安否情報システムを用いて知事に報告する。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 安否情報システムの利用</p> <p><u>市は、安否情報の収集・提供を円滑に行うため、総務省消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム(以下、「安否情報システム」という。)を利用する。なお、安否情報システムが利用できない場合は、電子メールやFAX等を利用する。</u></p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4章 警報及び避難の指示等

(4) 弾道ミサイル発射時の住民の適切な行動について、平素から周知に努める旨を追記

「県計画」の変更に基づき、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動を取ることができるよう、国(内閣官房、消防庁等)が作成する各種資料等を活用し弾道ミサイル落下時の行動について、平素から周知に努めることを追記する。

旧	新
<p>(3) 武力攻撃事態の類型等に応じた住民避難</p> <p>ア 弾道ミサイルによる攻撃の場合</p> <p>(ア) 市長は、避難の指示に基づき住民を屋内に避難させる。</p> <p>この場合において、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。</p>	<p>(3) 武力攻撃事態の類型等に応じた住民避難</p> <p>ア 弾道ミサイルによる攻撃の場合</p> <p>(ア) 市長は、避難の指示に基づき住民を屋内に避難させる。</p> <p>この場合において、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。</p> <p><u>市長は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動を取ることができるよう、国(内閣官房、消防庁等)が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について、平素から周知に努めるものとする。</u></p>

(5) 大規模集客施設等における当該施設滞在者の避難を追記

「県計画」の変更に基づき、大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても避難等の国民保護措置が円滑にできるよう必要な対策をとるものとする。

旧	新
<p>(5) 地域特性に応じた住民避難</p> <p>ア 都市部における住民の避難</p> <p>都市部の住民の避難が必要となる場合には、市長は、避難の準備が整っている場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内への避難の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ 中山間地域など交通機関が限られている地域における住民の避難</p> <p>中山間地域など公共交通機関が限られている地域においては、市長は、知事による避難の指示により、避難の交通手段として自家用車等を使用させることができるものとする。</p>	<p>(5) 地域特性に応じた住民避難</p> <p>ア 都市部における住民の避難</p> <p>都市部の住民の避難が必要となる場合には、市長は、避難の準備が整っている場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内への避難の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努める。</p> <p><u>イ 大規模集客施設等における当該施設滞在者の避難</u></p> <p><u>大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても市長は施設管理者と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑にできるよう必要な対策をとるものとする。</u></p> <p>ウ 中山間地域など交通機関が限られている地域における住民の避難</p> <p>中山間地域など公共交通機関が限られている地域においては、市長は、知事による避難の指示により、避難の交通手段として自家用車等を使用させることができるものとする。</p>